



大切なひと



兵庫県マスコット はばタン

兵庫県
公益財団法人兵庫県人権啓発協会

は じ め に

新型コロナウイルス感染症における影響があった3年間、感染された方やその家族、濃厚接触者、医療従事者等に対する誹謗中傷やインターネット上での心ない書き込みなどが問題となりました。人権は、いかなる場合でも尊重されるべき基本的な権利であり、このような差別や偏見は決して許されるものではありません。誰もが互いの人権を尊重する共生社会の実現が求められています。

そのためには、相手の気持ちや立場を理解し思いやる感性を磨き、人権意識の高揚を図ることが大切です。そこで兵庫県では、日常生活の中で人権尊重を自然に態度や行動として表すことが文化として定着している社会をめざす「人権文化をすすめる県民運動」を展開し、人権尊重の視点に立ったさまざまな施策に取り組んでいます。

本年度のビデオ作品『大切なひと』のテーマは、「ネット社会における部落差別と人権～誰もが一人の人間として尊重される社会の実現をめざして～」です。

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）では、部落差別に関し、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」と示されています。

部落差別の実態に係る調査結果報告（法務省人権擁護局令和2年6月）によると「部落差別」、「同和問題」という言葉の認知度について、「聞いたことがある」人は77.7%にとどまります。特に18～29歳の最若年層では34%が「聞いたことがない」と回答しており、若年層での認知度が低くなっています。現代の差別は、インターネット上の部落差別をはじめヘイトスピーチ、新型コロナウイルス感染症等においても否定的、心理的な差別情報の広がりがあります。特にインターネットや対話型AI（人工知能）サービスで検索するとこれらの情報は、個人のプライバシーまで暴く情報が散見されます。差別や偏見の助長、配慮に欠けた動画投稿などによる被害で、精神的苦痛や社会生活上の困難など様々な問題が現れ、社会問題となっています。動画投稿サイトで投稿されていた被差別部落の地名や風景を載せた動画を「ヘイトスピーチなどから利用者を守るガイドラインに違反する」（令和4年11月）として多数削除されたことが、マスコミに大きく報道されました。

一方で、インターネットを多く活用しているのは、若年層です。差別の不当性に対する理解なしに、偏見的な情報に触れてしまえば、それが差別や偏見であると気づかず、他人に偏見的な情報を拡散する可能性が高くなります。「差別されない権利」や、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」という時代認識のもと、その問題性を多くの人が認識し、改善に向かう適切な態度や行動につながる人権感覚を磨くことをねらいとしています。

この作品をご覧いただくことで、誰もが一人の人間として尊重される社会の実現に向けて考える機会となることを願っています。

令和5年11月

兵庫県
公益財団法人兵庫県人権啓発協会

目 次

はじめに

I	制作のねらい	1
II	登場人物	1
III	主な場面とセリフ・学習で扱うポイント	2
IV	学習会を開催するにあたって	8
I	学習会全体の流れ	8
2	学習展開例	9
3	ワークシート	10
V	参考資料	12
I	部落差別（同和問題）	
2	外国人の人権	
3	国や県のおもな動向	
4	インターネット上の人権侵害に関する相談窓口について	

I 制作のねらい

今回の作品テーマは

「ネット社会における部落差別と人権～誰もが一人の人間として尊重される社会の実現をめざして～」です。

現代社会におけるインターネットは利便性が高く、SNSや動画投稿サイトなどを通して自由に意見表明することができるのが特徴です。一方で、インターネット上では他者からの評価が自身の評価と誤認し、部落差別・外国人差別といった偏見や差別を助長するような情報を発信する行為がみられます。ときに投稿者自身も第三者から誹謗中傷を受けることがあり、現在深刻な人権問題となっています。

インターネット上の一部の情報が、誤った認識や差別意識を助長すること、表現の自由を逸脱した許されない行為であると気づく大切さ、差別されている当事者が訴え続けるといった負担を強いる社会構造の実態について理解するとともに、差別のない社会、誰もが一人の人間として尊重される社会の実現をめざすことを目的として、人権啓発ドラマを制作しました。

II 登場人物

ささき めい
佐々木 愛依 (20)

〈山口 まゆ〉

五国大学三回生 兵庫県生まれ 小学生の時に父が亡くなり北海道へ 大学進学で再び兵庫県に戻る 大哉の動画投稿をきっかけに綾女の自宅だと知り憤るも過去の綾女への不誠実な態度を悔いている。



いとい ひろや
糸井 大哉 (20)

〈田中 偉登〉

愛依の友人 歴史好きで「町歩き」を動画サイトに投稿が趣味 再生回数を意識するあまり無自覚に差別的な動画投稿を複数してしまうとともに自身も被害者になり苦悩する。



ばく ゆな
朴 優奈 (38)

〈智 順〉

五国大学准教授 大哉らの安易な差別動画投稿を諭すとともに支援について助言する。在日四世 SNS上で国籍を理由に誹謗中傷された経験がある。



やまだ あやめ
山田 綾女 (75)

〈長内 美那子〉

菜美や幼少の愛依の支援をしてくれた恩人 現在でも地域において小学生の登下校の見守り活動を行うとともに洋装品のデザイン・仕立てを営んでいる。



ささき なみ
佐々木 菜美 (47)

〈みむら えいこ〉

愛依の母 夫の転勤で兵庫県へ 夫の死後一人て愛依を育てるなか綾女と知り合う綾女の人柄に憧れている。



のぎ こうせい
野木 光星 (21)

〈若林 元太〉

愛依・大哉の友人 動画投稿に詳しく再生回数を増やすために差別的な動画を参考にして大哉へ無自覚なアドバイスしてしまう。



わかつき けんた
若月 健太 (21)

〈小林 耀斗〉

五国大学三回生 大哉・光星の友人



いけだ まき
池田 真希 (21)

〈柴田 瑠歌〉

五国大学三回生 大哉・光星の友人



Ⅲ 主な場面とセリフ・学習で扱うポイント

五国大学・キャンパス

愛依 「いいじゃん。今回は淡路島か」

大哉の声 「佐々木さん」

愛依 「大哉くん。おはよう。動画アップしたんだね」

大哉 「見てくれたの？」

愛依 「今、いいねした」

光星 「おっ？いいねを押した!?この地味な動画に？神かよって、オレなんかコメントまで書いてるけどね」

愛依 「あっ、この@ホシヒカリって光星くんだったんだ」

光星 「登録者数、たった38人だからさあ。佐々木さんも、コメント書いて盛り上げてやってよ」

愛依 「ごめんね。私、自分から発信するの苦手で」

大哉 「あぁいやいや、いいんだよ。どうせ歴史オタクの独り言だから」

大哉 「佐々木さん、次、『メディア社会論』だよね」

愛依 「うん。朴先生」



五国大学・キャンパス（教室）

朴 「『1日に3人以上がインターネット上で炎上している』という説があります」

「政治家や芸能人が炎上してるニュースが目につきますが、なにも有名人だけじゃないんですね。現に無名の私でさえ、過去にSNSで炎上しています」

大哉 「再生回数、やっと18回。友達しか見てないし、炎上しようがないよ」

朴 「みんな、『自分には関係ない』って思ってるよね。でも、覚えておいてほしいのは『SNSを利用する私たちは誰もがその火種を持っている』ということ。そして、インターネット上に一度書き込まれた情報や画像は、完全に削除することはできない。『デジタルタワー』①として半永久的に残ってしまう。なかったことには、できないんです」



※『デジタルタワー』①

本人が容易に消せなくなることを入れ墨(tattoo)に例えた表現。個人情報や誹謗中傷やデマ情報などが残り続けたり、多くのサイトに上げられたり、容易に検索できてしまうこと。

愛依のアパート・室内（昼）

愛依 「お母さん、ありがとう。宅配便届いた」

菜美の声 「そっちは暑そうね。しっかり食べて夏バテしないようにね」

愛依 「あっメロンだ!」

菜美の声 「大好物でしょ」

愛依 「パパも好きだったから、一緒に食べるね」

菜美の声 「あ、そうだ愛依、綾女さんには挨拶に行ったの？」

愛依 「えっまだ・・・」

菜美の声 「兵庫に戻ってもう2年も経つんだから、顔ぐらい見せなきゃ」

愛依の表情がかける。
(フラッシュ・12年前)
傘を持って立っている山田綾女。
綾女の顔は見えず
電話の向こうで話し続けている菜美。

菜美の声 「愛依、聞いている？」

愛依 「…うん」

五国大学・キャンパス

大哉 「佐々木さん!動画がバズった②!」

愛依 「あっごめん。まだ見てなくて…」

再生回数「1012回」

愛依 「すごい! どこ、歩いたの？」

※バズった②

インターネット上で爆発的に話題になる。SNS上で一挙に話題が広まること英語の「buzz」に動詞を作る「る」を付けて日本語化した語

大哉の動画

テロップ「今日は ある戦国武将の館跡を探して歩きます 地図だとこの辺なんですが…」加工をしてわざと不穏にした画面。ふいに背後から、中年男性の声が聞こえる。

男の声 「おい、そこで何やってんだ!」顔にはモザイク

テロップ「怖い!!」カメラが大きく揺れ、一旦画像が止まる。

再度、画面に映ったのは逃げる大哉の視線。息が乱れ、必死で走っている様子が映る。

テロップ「あとで分かったのですが 公園の向こうは…かつて被差別部落だった場所でした。いや〜 マジ怖かった…」

五国大学・キャンパス

動画を見終わった愛依。表情が強張っている。

大哉 「どう？」

愛依 「これ…本当に大哉くんが作ったの？」

大哉 「え…」

愛依 「いやなんか、 らしくないなっていうか」

大哉 「あぁやっぱり佐々木さんの目はごまかせないか。実は、これ、光星に手伝ってもらって編集し直したんだ」

愛依 「編集し直した…」

大哉 「いきなり怒鳴られたみたい



になってるけど、俺が撮影に夢中になって、私有地に入り込んでさ」
愛依 「ここが部落って…」
大哉 「俺も正直よくわかんないんだけど光星は『ヤバい地区だから、そこをもっと強調しろ』って」
大哉 「まあでも、歩いてみた感じは、よくある普通の町だけど」

大哉のタブレットに通知音

大哉 「あっ!またコメント来た」

嬉しそうにコメントを確認する大哉

コメントA『いきなり桐喝? ヤバすぎ!』

愛依、もやもやした気持ちで大哉を見ている。

光星 「大哉、再生数 1,000 回越えおめでとう!」

大哉 「光星!」

大哉 「大成功!」

光星 「なっ?俺が言ったとおりでだろ?こういうネタに食いつく人間がいるんだよ」

愛依 「(引っ掛かる) ネタ…」

複雑な思いの愛依。

愛依のアパート・室内 (夜)

愛依が大哉の動画を見ている。

再生回数は、3815回

愛依 「うわ、伸びてるよ」

コメント欄を見る愛依「ホシヒカリ」のコメントもある。

ホシヒカリ『兵庫裏歴史散歩ヤバいの歓迎!』

愛依 「光星くん煽り過ぎだよ…」

愛依、他のコメントも読む。

コメント『部落ってヤバいの?』

コメント『関わらない方がよいメンドクサイから』

コメント『駅の西側だよ』

コメント『やべ!先輩んちの近くだよ』

コメントにはいいねが押されている。

愛依 「こんなの…いいねじゃないよ」

愛依、一つのコメントに目を留める。

コメント『差別動画はやめて住みやすい町だよ』

五国大学・学内ラウンジ (数日後)

タブレットで大哉の動画を見る友人たち。

再生回数が1万回を越えた。

健太 「再生、1万回越えてるよ。バズったな〜」

大哉 「いやいや、光星のおかげだよ。でも、光星、なんでここが部落だったって知ってるの?」

光星 「うちのじいちゃんがよく言ってたんだよ。どここの地区は怖いとか、つきあうなとか」

健太 「いやいや、それ昔の話だろ。江戸時代だよ」

光星 「けど、いまだに家買う人とかは、気にする人がいるらしいよ」



大哉 「ああそういえば…こんなコメント来てた」
光星、口に出して読む。

光星 『差別動画はやめて、住みやすい町だよ』

真希 「うわっ、アンチ来た」

光星 「いや、大丈夫だよ。視聴者が増えた証拠だって」

真希 「そうだよ。ところで次の動画は?」

大哉 「ああええっと…これ!」

大哉、編集中の動画を見せる。

タイトル『戦後の闇? 在日集落がヤバかった 令門4丁目を歩く』

健太 「ヤバいシリーズ第二弾だ」

光星 「いいねえ」

健太 「伸びるぜこれ」

真希 「登録者数もめっちゃ増えちゃうんじゃない?」

光星 「めっちゃ増えちゃうんじゃない?アハハハ」

健太 「盛り上がるぜ、これ」

大哉、愛依の姿に気づく手を振る

愛依、無視して歩いていく。

五国大学・キャンパス

光星 「最近佐々木さん見てくない?」

大哉 「たしかにそうだね」

光星 「電話してみろよ」

大哉 「え?」

愛依のアパート・室内 (数日後)

愛依がタブレットで動画を見ている。

コメント『差別動画はやめて住みやすい町だよ』に反論するコメントが書き込まれている。

コメント『そこ部落だから、問題のある家庭多いぞ』

険しい顔で見つめる愛依。スマートフォンの通知音、大哉の動画配信の知らせ。見ると、閉鎖された市場の入り口が映っている。

タイトル『進入禁止!恐怖の館!』

愛依 「『恐怖の館』って、またこんな動画上げて…」

愛依 「ここって…」

愛依、動揺しながらも再生▶をクリック

大哉の動画

大哉目線で歩きながら道や建物を映していく。

テロップ「この辺は、かつて部落だったところです。昔は道も狭く、住環境も悪かったようですが…行ってみましょう」

不穏な音楽と効果音 路面を映すと、何かが落ちている。

古いマネキンが道端に置かれている。人の気配がないアパートが映る。

テロップ「住宅も空き家みたいです」

愛依 「おばちゃんちだ!」

(回想・12年前)

小さな市場を、ランドセルを背負い、軽やかに駆け抜けていく愛依に商店主が明るく声をかける。市場を抜けてアパートの階段を駆け上がる。

愛依、心を決めた。



五国大学・キャンパス (教室)

大哉の目の前にスマホを突き付ける愛依
動画のサムネイル画面。

愛依 「この動画・・・今すぐ消して」
大哉 「えっ?意味が分からないんだけど・・・」
愛依 「大哉くん。こんなことしてて面白い?」
大哉 「こんなことって・・・」
愛依 「ねえ、考えてみて、もし、自分の住んでる場所や出身地を勝手に撮影されて、ネットにさらされて、『ヤバい地区』なんて言われたら・・・どう思う?」
大哉 「俺はただ、部落差別だって日本の歴史の一部だし、昔の話でみんな知らないから、検証しようって・・・」
愛依 「検証・・・ヤバいやバいって騒いで、偏見煽ってるだけじゃん」
大哉 「テレビやマスコミじゃ取り上げないディープな世界だから、みんな興味があるんだよ」
愛依 「でもコメントあったよね『差別はやめて』って」
大哉 「でも、ほら、表現の自由ってあるじゃん」
愛依 「表現の自由・・・?あなたが流した情報で、誰かが差別されるかもしれないのに?傷つく人がいるかもしれないのに?」
大哉 「佐々木さん、もしかして・・・」
愛依 「私は・・・私、子どもの頃、この近くに住んでいたの。小学生の時に父が亡くなって、母が働くようになって、その時に私を預かってくれたのが、綾女おばちゃんだった」
大哉 「綾女おばちゃん?」
愛依 「母の友だち。大哉くんが動画で恐怖の館って言ったのは、綾女おばちゃんの家なの」



(回想)綾女の家・居間・12年前
マネキンにオシャレな婦人服がかけられている。
ミシンで何かを縫っている綾女。端切れを使ったシュシュだ。
愛依の語り 「綾女おばちゃんは一人暮らしで、洋服を作る仕事をしてた。私は学校が終わるとおばちゃんの家へ行って、母の帰りを待ってた」

ランドセルを背負った愛依が元気よく入ってくる。

愛依 「ただいま～!」
綾女 「おかえり愛依ちゃん」
愛依 「おばちゃん、リレーの選手に選ばれた!」
綾女 「すごい! おばちゃんも運動会、応援に行くからね」
愛依 「2年生の時はね、パパと練習・・・したの」
愛依、思い出してふっと表情を陰らせる。
綾女 「お父さん、今年もきっと応援してくれてるよ」
愛依 「パパ、もういないもん」

綾女 「いるわよ。お父さんは、愛依ちゃんのこと(心)にいる。会えなくなっても、ずっと愛依ちゃんのこと大切に思ってるよ」

そっと愛依の胸に手をおく。

綾女 「だから・・・」
綾女、服のポケットから飴玉を取り出してニコリ。

綾女 「アメちゃん舐めて、元気になあれ」



綾女 作ったシュシュで愛依の髪を束ねてやり、微笑む愛依の語り
「おばちゃんは本当の家族みたいに、私を可愛がってくれた」

愛依 「あの町は、私にとっては大切な町なの。ヤバい町なんかじゃない!」

大哉 「(言葉が出ない)」

愛依 「大哉くんの動画、ずっと楽しみにしてた。再生回数が増えたこと、一緒に喜びたかった。でも、ごめん」

去っていく愛依 大哉、茫然と取り残される。

愛依のアパート・室内 (夜)

愛依が引き出しを開けて、奥にしまった小箱を取り出す。中に少し色あせたシュシュ

愛依、また気になってタブレットを手に取る。

五国大学・キャンパス (昼)

愛依が大哉に駆け寄り

愛依 「大哉くん。動画削除してくれたんだね」
大哉 「佐々木さんからの低評価。俺には一番きついで」

愛依 「ごめんね」

大哉 「こっちこそ、ごめん。俺、住んでいる人のこと、何も考えてなくて」

愛依 「わかってくれてありがとう。でも、大哉くんのチャンネル、これからどうするの?」

大哉 「初心にかえるよ。歴史オタクの地味な動画に」

愛依、嬉しくなって

愛依 「ねえ、須磨浦公園に行かない?」

大哉 「源平の戦いで有名な一の谷合戦ね。平敦盛と熊谷直実が・・・え?一緒に?」

愛依 「あ・・・邪魔?」

大哉 「いやいやいや、邪魔とかじゃなくてその・・・そこに、光星が駆け込んで来る。

光星 「大哉、ヤバい動画・・・消えてないよ」

光星、スマートフォンでSNSの画面を見せる。

光星 「誰かが切り抜いた動画がSNSで拡散されてる!」

大哉の動画の一部がSNS上に貼られ、拡散されている。

愛依 「デジタルタトゥーだ」



大哉 「何とかしないと…」

大哉が真剣な表情でパソコンにテロップを打ち込んでいる。傍らで見守る愛依と光星。

大哉の動画

黒画面に文字テロップが流れる。テロップ「不適切な映像を発信してしまいました。動画はすでに削除しましたが、多くの方を傷つけてしまったことを心からお詫びいたします」



五国大学・ラウンジ（別日）

愛依と大哉と光星が動画をタブレットで見ています。

動画には多くのコメントが寄せられている。

『謝るならのせるな』『応援してたのに』『がっかり…』『おまえが消えろ』『もう見ない』『見損なっちゃ』『差別って言われて即逃亡?』『みっともない』

大哉、憔悴した様子で

大哉 「完全に炎上してる」

愛依 「見ていだけで心が削られる」

光星 「ごめんな。俺が余計なアドバイスしたせいで、こんなことになっちゃって」

大哉 「発信したのは俺だから。再生回数が増えて、知らない人にも認められたような気になってた」「けど、応援してくれてた人が、急に叩きだすんだもんな。ああ…もうみんな敵に見える」

大哉のタブレットの通知音が連続して鳴る。

大哉 「あーまた来た…もう～うるさい!もう!」

通りかかった朴が、その声に驚いて

朴 「何かあった?」

大哉 「あっ…違います。すみません」



朴の研究室

朴に相談する愛依と大哉と光星。

朴 「それはキツイねえ。言葉は使い方によっては凶器にもなるから。命を奪われた人だっているのよ」

大哉 「よく知らない人を、どうしてそこまで叩けるんですかね」

朴 「『エコーチェンバー』③って知ってる?」

※『エコーチェンバー』③

似たような意見ばかりに囲まれ考えがより増幅されてしまうこと

朴 「ソーシャルメディアは、自分と似た興味や関心を持つ人が集まりやすいから、同じ意見が繰り返されてるうちに段々と過激になっていく。あなただってそうだったでしょ」

朴、動画『在日集落』のサムネイルを指す。

大哉 「あっ…いや…」

朴 「あなたたちは、よく知りもしないのに、そこに住む人や出身者のプライバシーを侵害、過激で無責任な噂をネット上にばらまいた」

大哉 「すみません!」

光星 「ごめんなさい。似たような動画が再生回数が多いから、真似したらウケるかなって」

愛依 「私も気づいてたのに止められませんでした」

朴 「ちょっと…ここは取調室じゃないんだから。顔、あげなさい、そっ、これ知ってるかな?」

朴、新聞記事のコピーを3人に見せる。

新聞の見出しに「差別されない権利」の文字。

朴 「全国の被差別部落の地名をウェブサイトなどで公表した被告に対して、高等裁判所が『差別されない権利の侵害にあたる』として公表しないよう命じた判決があるの」



愛依 「差別されない権利の侵害にあたる』として公表しないよう命じた判決があるの」

朴 「憲法第14条に『すべての人は法の下に平等であって差別されない』とあるのよ」

※日本国憲法第14条

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

大哉、動画へのコメント通知音が鳴る。

大哉 「あ～また来た

…もうこれ、いつまで続くんだろう」

朴 「まあ関連する法律の整備が進んでくるし、(『インターネット上の誹謗中傷や差別等でお悩みの方へ』のポスターをさして)相談窓口もあるから一緒に行きましょう」



大哉 「ありがとうございます」

愛依 「あの…聞いてもいいですか?朴先生は、

何で炎上したんですか?」

朴 「うーん。まあひと言で言うと、私の国籍かな。『在日のくせに日本社会を語るな、自分の国へ帰れ』」

愛依 「そんなのヘイトスピーチ④と同じじゃないですか」

※ヘイトスピーチ④

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動のこと

朴 「うん。私から見ればね。怖いし、悔しい。だけど、相手からすると、それが正義なの。だから厄介なの。自分は正しいと思ってる人はアラートに気づけないから」

愛依 「アラート？」

朴 「ほら、パソコンなんかで間違った操作をした時に注意を促すメッセージが出るでしょ」

愛依 「暗証番号が違います、とか・・・」

朴 「そうそう、私が今必要だと思っているのは・・・心のアラート。自分が情報を発信する時、あるいは情報を受けとった時に、『ん？これは差別じゃないか？』って気づける感性と、あとは・・・正しい知識かな」

キャンパスの一角

光星 「俺らの方がヤバかったんだな・・・」

大哉 「ほんと・・・最低だよ。あの動画が結婚差別や就職差別につながるかもしれないのに・・・」



愛依の部屋・室内（夜）

愛依が菜美とオンライン通話をしている。机の上には、朴からもらった資料が置かれている。『差別されない権利』という文字も見える。パソコン画面に映る菜美の顔。愛依、シュシュを画面に映し

愛依 「ねえお母さん。このシュシュ覚えてる？」

菜美 「ああ！これ、綾女さんが作ってくれた…。懐かしい」

愛依 「ずっと聞きたかったんだけど、お母さんと綾女おばちゃんって、どこで友達になったの？」

菜美 「あっ、スーパーの帰り道よ。買い物袋下げてヒューヒュー言いながらベビーカーを押してたら、綾女さんが荷物を持ってくれたの」

愛依 「おばちゃんらしい」

菜美 「それから会うたびに声をかけてくれてね。ベビー服、作ってくれたり」

愛依 「ねえ、お母さん。綾女おばちゃんが住んでたのって・・・部落だったんだよね？」

菜美 「何でそんなこと聞くの？」

愛依 「あぁいや・・・友達とか、ネットとかで」

菜美 「そう。一度だけ・・・綾女さんがすごく怒ってたことがあってね。ネットで町のことを悪く書かれてさ。『こんなことする人がいるから差別がなくならないんだ』ってホント腹立つよね、綾女さんも辛い思いや、悔しい思いをして来たんじゃないかな、愛

依、パパが亡くなって、私たちが一番辛い時、綾女さんはずっとそばにいてくれたよね。あなたのことも、一緒に育てさせてって、温かくって、凜として・・・私の憧れなんだ、綾女さんは」

愛依 「うん」

菜美 「そうだ、愛依。この間、メロンを送ろうと思って綾女さんに電話をしたら、つながらないの」

愛依 「え？」



五国大学・キャンパス

スマートフォンで綾女の自宅の画像を確認している。愛依、綾女手作りのシュシュで髪を結んでいる。

大哉 「見た限り、誰も住んでなかったけどなあ」

愛依 「やっぱり、おばちゃんに何かあったのかな」

大哉 「心配なら会いに行ったら？」

愛依 「会えない・・・」

(回想)通学路・12年前

愛依が友達(ゆり花)と一緒に下校している。

愛依、髪にシュシュをつけている。

愛依 「ゆり花ちゃんもおばちゃんちで遊ばない？」

ゆり花 「行かない」

愛依 「なんで？」

ゆり花 「内緒なんだけどね。ママが、『あの辺には行っちゃいけない』って。怖い人がいるから

愛依 「おばちゃん、優しいよ」

ゆり花 「でも、ネットに書いてあったって！ 愛依ちゃん、おばちゃんと親戚なの？」

愛依 「違う！ 私は・・・違う」

言い切ってハッと気づく愛依。

すぐ近くに綾女が立っている。綾女の手には傘。

綾女 「愛依ちゃん、おかえり、雨が降ってきたから、はい傘・・・」

愛依の語り「その時は、それが部落差別だってわかってなかった。でも、友達から嫌われたくなくて・・・」

愛依、いたたまれなくなり、傘を受け取らずにゆり花と走り出す。

愛依 「行こう！」

綾女 「愛依ちゃん」

愛依の語り「おばちゃんはきっと全部聞いてた。

私は・・・大切な人に、ひどいことをしてしまった」



五国大学・キャンパス

大哉、愛依の告白を受け止めている。

愛依 「その日から、おばちゃんちには行ってない」

大哉 「それっきり？」

愛依 「北海道のおじいちゃんちに引っ越すことになったから」

大哉 「そうだったんだ」

愛依 「私、おばちゃんに『ごめんね』も『ありがとう』も言ってない」

大哉 「おばちゃんを探しに行こう」

愛依 「おばちゃんはきっと怒ってる」

大哉 「俺だって…自分のしたこと、今さらなかったことにはできないよ。でも、ちゃんと向き合わなきゃ。大切な人なんですよ」

愛依 「うん、会いたい」

綾女の家・表

愛依が大哉と一緒に家の前に来る。

大哉 「ここでいいんだよね」

愛依 「うん。でも…」

空き家状態の建物。

人の気配はない。

愛依 「おばちゃん…。誰かに聞いてみる」



綾女の家近くの通り

愛依 「すみません。あの…ここに昔住んでた山田さんっていう女性の方」

女性 「みんないなくなっちゃったんで」

愛依 「ありがとうございます」



公園

突然の大雨、公園で雨宿りをする

(綾女の声)アメちゃん舐めて元気になあれ

(子どもたちの声)やったあ アメだ!僕も!

ありがとう!ばいばい"

(綾女の声)気をつけて帰るのよ

(子どもたちの声)はーい!

愛依が綾女を探して歩く。

声の聞こえてくる方に進む愛依。

後ろからついていく大哉。

下校中の小学生と話しているのは、綾女だ。

歩み寄って声をかける愛依。

愛依 「綾女おばちゃん…?」

綾女 「愛依ちゃん?愛依ちゃんだ!」

綾女、満面の笑みを浮かべる。

歩み寄って声をかける愛依。

愛依 「私がわかるの?」

綾女 「当たり前よ。会えなくなっても、ずっとここにいたから」

愛依、様々な感情がこみ上げてくる。

愛依 「おばちゃんちに行ったんだけど…」

綾女 「マンションができることになって、新しいところに引っ越しちゃったの」

愛依 「そう…良かった元気そうで」

綾女 「こんなに大きくなって、お帰り。よく帰って来たね」

愛依 「ただいま、おばちゃん」

二人の姿を見て、胸が痛くなる大哉。

大哉 「何やってたんだ、俺。何も見えてなかった」

綾女、そんな大哉に気づいた。

綾女 「愛依ちゃん、あちらの方はお友達?」

愛依、大哉を振り返り

愛依 「そう。一緒に来てくれたの」

綾女 「そう。仲良しなのね」

愛依、照れつつも大哉に声をかける。

愛依 「大哉くん」

綾女、笑顔で大哉に会釈。

大哉、慌てて会釈を返し二人に歩み寄る。

綾女、ポシュエットを開けてゴソゴソ。取り出したのは飴玉だ。

綾女 「はい!アメちゃん舐めて、フフ…元気になるあれ」



綾女、愛依と大哉に一つずつ飴玉を渡す。

受け取った愛依、自然と笑顔になる。

戸惑いながら飴玉を受け取る大哉、愛依と目を合わせ、少し表情がほころんだ。

愛依の語り あの日も同じ雨が降っていた。

愛依の声 「おばちゃん。私ね、ずっと…」

愛依の言葉が夏空に吸い込まれていく。

(終)

Ⅳ 学習会を開催するにあたって

1 学習会全体の流れ

学習会を始める前に、計画や運営の面でどのようなことに注意していくとよいか、基本的な内容についてチェックしてみましょう。

【準備】

- 学習のねらいが、はっきりしている。
- 学習内容は、学習者が知りたいことである。
- 実施時期や時間、場所は、学習者に無理のない設定である。
- 指導者や講師は、ねらいや内容の点から適任である。
- 学習方法は、講義や討論、ビデオ視聴など学習者や内容に合わせて決めている。
- 資料や機材等の確認ができています。
- 前回の改善点を生かしている。

効果的な学習会にするための最大のポイントは、ねらいの明確さです。学習内容や指導者（講師）選択は、しっかりとしたねらいに沿って決める必要があります。また、事前に指導者（講師）と打合せを行い、担当者の考えを伝えておきます。話し合いをする場合、身近で、だれもが知りたいと感じているテーマを扱うことで、意見が活発に交換され、充実した気づきの場となります。

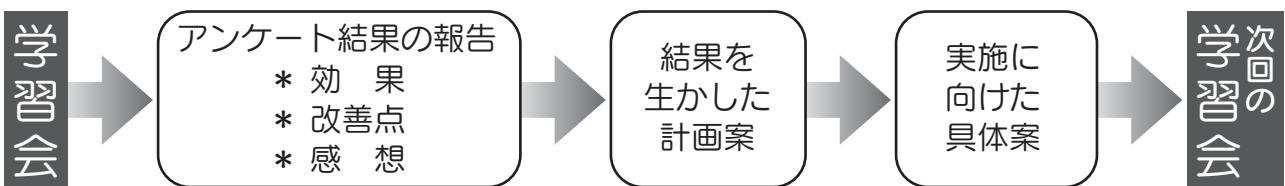
【実施】

- 円滑な進行をめざして、シナリオ（進行手順）を作成するなど工夫している。
- ワークシートを、学習者が考えを整理するための資料として活用している。
- 話しやすい雰囲気づくりを心がけ、プライバシー厳守や他者を批判しないなど話し合う際のルールが共有できている。
- 実施中に学習者の様子を観察するなど、評価の視点を取り入れている。
- アンケートに、理解の程度や内容に関する項目、自由記述などを入れている。

学習会を成功させるには、全体の流れがイメージできていることが重要です。受付や挨拶、講演や討論の質疑応答などの時間配分も含めて、計画に沿って進めていきます。話し合いをする場合、学習者同士の関わりによって新たな気づきが生まれるので、学んだ効果を発表し合うなど、振り返りの機会を持つことが大切です。学習者が、「聞く」「見る」「話す」「作る」など、変化のある活動ができるように心がけます。

【実施後】

- アンケート結果を、効果があった点と改善点とに分けてまとめ、報告する。
- アンケート結果をもとに、次回の学習会に向けた計画案を作成する。



〈学習者の視点を大切に〉

- ◎学習者に新たな気づきがあったか。
- ◎学んだことが日常生活につながっているか。

2 学習展開例

ワークシート1(P10)は、グループ学習を行う場合を、ワークシート2(P11)は、個々で学習を行う場合を想定したシートです。ただし、参加者の状況に応じて柔軟に工夫をして、より学習に役立つものにしてください。60分の学習を想定していますが、参加人数や時間によって、話し合う項目数や時間配分を調整し、無理のない学習を行きましょう。

※90分以上の場合は、4人程度の少人数によるグループワークを適宜取り入れて実施することをお勧めします。

学習のねらいと関連する場面（セリフに下線）

1 インターネット上の特定個人や特定地域を対象とする誹謗中傷の差別表現等これまでの意識について考える。

- ・P3「俺も正直よくわかんないんだけど光星は『ヤバい地区だから、そこをもっと強調しろ』って」(大哉)
- ・P4「俺はただ、部落差別だって日本の歴史の一部だし、昔の話でみんな知らないから、検証しようって…」(大哉)
- ・P4「テレビやマスコミじゃ取り上げないディープな世界だから、みんな興味があるんだよ」(大哉)
- ・P4「でも、ほら、表現の自由ってあるじゃん」(大哉)
- ・P5「再生回数が増えて、知らない人にも認められたような気になってた」(大哉)
- ・P5「ソーシャルメディアは、自分と似た興味や関心を持つ人が集まりやすいから、同じ意見が繰り返されてるうちに段々と過激になっていく。あなただってそうだったでしょ」(朴)
- ・P5「うーん。まあひと言で言うと、私の国籍かな。『在日のくせに日本社会を語るな、自分の国へ帰れ』」(朴)
- ・P6「内緒なんだけどね。ママが、『あの辺には行っちゃいけない』って。怖い人がいるから」「でも、ネットに書いてあったって!」(ゆり花)

2 誰もが一人の人間として尊重される社会の実現をめざして私たちが日常生活の中で心がけることを考える。

- ・P6「…心のアラート。自分が情報を発信する時、あるいは情報を受けとった時に、『ん？これは差別じゃないか?』って気づける感性と、あとは…正しい知識かな」(朴)
- ・P7「俺だって…自分のしたこと、今さらなかったことにはできないよ。でも、ちゃんと向き合わなきゃ。大切な人なんですよ」(大哉)

学習活動		学習活動を支援するポイント	
1 開会 (3分) ・学習のねらいと流れを知る		<始める前に> 学習活動4(意見の交換)をグループで行う場合は、参加者の着席状況を見て、席の移動をお願いする。 <input type="checkbox"/> すべての学習のねらいを扱うことはできないので、参加者に特に必要と思われるものを選択する。	
2 ビデオの視聴 (36分)		<input type="checkbox"/> 学習活動3(ワークシートの記入)でどちらのワークシートの何番の問を使うかを決め、事前に2ページからの「主な場面と台詞・学習で扱うポイント」を使い、注意して視聴するポイントを学習者に伝える。	
3 ワークシートの記入		【ワークシート1】	【ワークシート2】
【ワークシート1】	【ワークシート2】	<input type="checkbox"/> ワークシートの問をすべて扱うことは時間的にできないので、ビデオの視聴の前に伝えたポイントに該当する問と、時間に余裕があれば扱いたい問を記入してもらおう。	<input type="checkbox"/> 空欄は資料編を参考にする。実際に身の周りの生活を振り返って、具体的な事例について考える作業になるので、見せ合ったりせず、じっくりと考えて記入してもらおう。
・指定された問を記入する (5分)	・できるだけ具体的に記入する (10分)	<input type="checkbox"/> グループでの話し合いの様子を見ながら、全体の前で意見を発表してもらおうペアを選び、事前に発表者をお願いしておく。	<input type="checkbox"/> 記入の際に、事前に発表者を数名お願いしておく。
4 意見の交換 ・グループでの話し合いの後、全体で意見を聞く(12分)		・全体で話を聞く (7分)	
5 まとめ (4分)		<input type="checkbox"/> 資料編(P12-P15)を使うなどして、内容のまとめや相談窓口等について説明する。	

3 ワークシート

■ ■ ■ ワークシート 1 ■ ■ ■

『大切なひと』 セリフをもとに考えましょう

(1) 部落差別（同和問題）などへの理解について

ア 「俺も正直よくわかんないんだけど光星は『ヤバい地区だから、そこをもっと強調しろ』って」（大哉の発言）について考えてみましょう。

イ 「俺はただ、部落差別だって日本の歴史の一部だし、昔の話でみんな知らないから、検証しようって…」（大哉の発言）について考えてみましょう。

ウ 「テレビやマスコミじゃ取り上げないディープな世界だから、みんな興味があるんだよ」「でも、ほら、表現の自由ってあるじゃん」（大哉の発言）についてあなたならどのように大哉に問題点を指摘しますか。

(2) 誤った知識を正しいと思い込むことについて

ア 「あとで分かったのですが 公園の向こうは…かつて被差別部落だった場所でした。いや～ マジ怖かった…」（テロップ）について考えてみましょう。

イ 「似たような動画が再生数が多いから、真似したらウケるかなって」（光星の発言）について考えてみましょう。

ウ 「自分が情報を発信する時、あるいは情報を受けとった時に、『ん？これは差別じゃないか？』って気づける感性と、あとは…正しい知識かな」（朴の発言）について、みなさんが取り組める方法について考えてみましょう。

映像内容や資料編から考えましょう

(1) インターネットの悪用などによる差別の現状について考えてみましょう。

※Ⅲ 主な場面とセリフ・学習で扱うポイント(P2～)を参考にしてください。

ア 空欄を埋めてみましょう

ことば	内容・意味
()	インターネット上に一度書き込まれた情報や画像は、完全に削除することはできないということ。個人情報や誹謗中傷やデマ情報などが残り続けたり、多くのサイトに取り上げられたり、容易に検索できてしまうこと。
()	似たような意見ばかりに囲まれ考えがより増幅され段々と過激になっていくこと。
()	特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動のこと。
()	すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

イ もし、あなたや家族、友人などが、居住する地域や家屋を差別助長や誹謗中傷内容で動画投稿サイトなどに投稿された場合、どのように対応すると思いますか。またそのことについて相談できる人はいますか。

(2) 愛依が「あの町は、私にとっては大切な町なの。ヤバい町なんかじゃない!」と言えたのは、なぜでしょうか。

(3) 本日の研修を振り返りましょう。

ア どんなことがわかりましたか。

イ さらに、どんなことを知りたいと思いましたか。

ウ 本日の研修の理解度 5・4・3・2・1

V 参考資料

1 部落差別(同和問題)

●部落差別(同和問題)とは

同和地区・被差別部落などと呼ばれる地域の出身であることやそこに居住していることで、結婚・就職差別や、日常生活の中で差別を受けるなど日本固有の人権問題です。日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、長い間、衣食住にわたる厳しい規制や差別を受けていましたが、1871(明治4)年に発布された「解放令」により身分制度は廃止されました。しかし現実には差別は無くならず、国民の一部が経済・社会・文化的に低い状態におかれる状況が長く続きました。

●同和対策の経緯

戦後、日本国憲法が施行され「基本的人権の尊重」「法の下での平等」の理念が浸透する一方、経済成長による地域内外の格差が拡大したことなどから、この問題の解決を求める声が高まりました。1965(昭和40)年に同和対策審議会答申で、同和問題の解決は「国の責務であり、同時に国民的課題」として、生活環境の整備や福祉、教育、人権擁護など総合的な対策が取られるべきと提言され、この答申を受けて、1969(昭和44)年に「同和対策事業特別措置法」が施行されました。以降、国と地方公共団体が一体となって特別対策に取り組んだ結果、住環境を中心に格差は大きく改善され、2002(平成14)年3月に特別対策は終了し、一般対策の中で取り組んでいくこととされました。

●部落差別解消推進法の施行

2016(平成28)年12月16日に、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。同法は、現在もなお部落差別が存在すること、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下、国及び地方公共団体が協力して、部落差別の解消に向け、地域の実情に応じた部落差別の解消に関する施策に一層取り組み、相談体制の充実、教育・啓発等を実施して、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

●兵庫県の取組

兵庫県では市町とともに、部落差別(同和問題)をはじめあらゆる差別のない共生社会の実現をめざして「人権文化をすすめる県民運動」を推進しています。部落差別(同和問題)への正しい認識と理解を深めるための教育・啓発を隣保館等関係機関と連携して取り組むとともに、身元調査を未然に防ぐため、第三者が戸籍謄本等を取得した時に市町が本人に知らせる「本人通知制度」の普及を支援しています。さらに、インターネットによる人権侵害については、その相談に応じるとともに、部落差別(同和問題)等に係る悪質な書込みをモニタリングする「インターネット・モニタリング事業」を実施しており、差別を助長する重大な書込み事案に対しては法務局や掲示板管理者に削除を要請するなど、適切な対応を図っています。同事業に取り組む市町も年々増加しており、県と市町が協力して悪質な書込みの抑止を図っています。また、令和4年度からインターネット上の誹謗中傷等に関して弁護士による無料相談窓口を開設するとともに、令和5年度から弁護士等によるサポートチームが解決に向けた対応(プロバイダ等への削除依頼のアドバイス、法的手続のご説明など)を行っています。

●部落差別の解消を阻む様々な事例

インターネットの悪用などによる差別表現

近年、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘する事案や同和地区を記載しているとする書籍を販売しようとするなどの悪質な行為が発生しています。これらは、ネットの匿名性を悪用して、誤った認識や差別意識を助長する、表現の自由を逸脱した許されない行為です。

身元調査・土地差別問題等

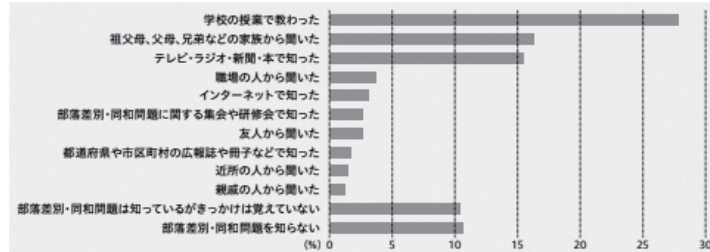
過去に、行政書士や司法書士等による全国規模の戸籍謄本等不正取得事件がありました。身元調査は、結婚・就職差別につながる行為で、厳正な対応が必要です。また、同和地区の所在地を自治体等へ問い合わせる行為はいまだにあり、このことは偏見や差別意識が根強く残っていることの現れです。

さらに、同和問題を口実に高額な書籍を売りつけたり、寄付金を強要したりするなどの「えせ同和行為」も依然として発生しており、不当な要求には毅然とした態度をとることが必要です。

●人権擁護に関する世論調査 ～部落差別・同和問題について～

① 部落差別・同和問題を知ったきっかけ

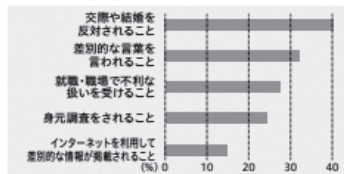
あなたが、部落差別・同和問題について、初めて知ったきっかけは何ですか



調査時期：令和4年8月～9月 調査方法：郵送法（配布・郵送、回収：郵送又はインターネット回答）
調査方法：全国18歳以上の日本国籍を有する者3,000人 有効回収数1,556人（有効回収率51.9%）

② 部落差別・同和問題に関する人権問題

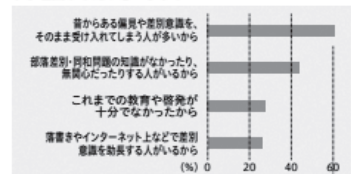
部落差別・同和問題に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか



部落差別・同和問題を「知っている」及び「その他」とする者(1,364人) 複数回答・上位5項目

③ 部落差別・同和問題が存在する理由

現在もなお、部落差別・同和問題が存在するのは、どのような理由からだと思えますか



部落差別・同和問題を「知っている」及び「その他」とする者(1,364人) 複数回答・上位4項目

『令和4年度人権擁護に関する世論調査』(内閣府) (<https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-jinken/index.html>) を加工して作成。詳しくは内閣府のホームページをご参照ください。 ※図表の数値(%)はすべて小数点以下第2位を四捨五入して表示した。

内閣府から、令和4年8月～9月に実施した「人権擁護に関する世論調査」の結果が11月に公表されました。調査内容の「個別の人権課題に関する意識について」の内の「部落差別・同和問題に関する人権問題」の一部を掲載します。学校の授業で教わった人は27.8%となっていますので、残りの約7割の人に正確な情報を伝えていく必要があります。

(出典 兵庫県・(公財)兵庫県人権啓発協会ひょうご人権ジャーナルきずな2023(令和5)年7・8月号)

※兵庫県では、部落差別の解消に向けた啓発ポスター・パネル・リーフレットを作成し、ホームページに掲載していますのでご利用下さい。



●調査結果のまとめ 部落差別の実態に係る調査結果報告書(法務省)一部抜粋

一般国民の意識調査の結果からは、全般的に人権問題に対する国民の関心は高く、また、部落差別又は同和問題について一定の知識を有している者の中で部落差別が不当な差別であると知っている者が85.8%に上るなど、部落差別に関する国民の正しい理解は進んでいると認められる。もともと、不当な差別であると知っている者でも、交際・結婚相手が旧同和地区出身者であるか否か気にすると答えた者が15.7%に上るなど、心理面における偏見、差別意識は依然として残っており、このような意識が、結婚・交際に関する差別事案につながっている可能性がある。

またインターネット上の部落差別の実態に係る調査からは、部落差別に関連する情報をインターネット上で閲覧した者の少なくとも一部には差別的な動機がうかがわれるほか、必ずしも差別的な動機ではなく一般的な興味・関心で閲覧した大部分の者についても、インターネット上で部落差別に関する誤った情報や偏見・差別をあおる情報に接することにより、差別意識を植え付けられる可能性がないとは言えない。

※部落差別又は同和問題に関するウェブサイトを開覧したきっかけ

部落差別又は同和問題に関するウェブサイトを開覧した記憶の有無	有	41.6%
部落差別の歴史や用語などの一般的な事柄について調べてみようと思った		60.7%
自分や身内の引越先地域の地域について調べてみようと思った		9.7%
自分や身内の交際相手や結婚相手の出身地について調べてみようと思った		6.6%

●インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について(依命通知)
(法務省権調123号)抜粋

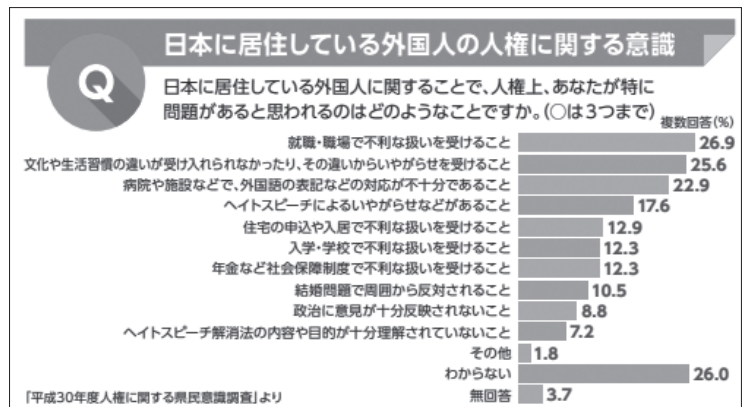
部落差別の特殊性を踏まえた識別情報の摘示に関する考え方

部落差別は、その他の属性に基づく差別とは異なり、差別を行うこと自体を目的として政策的・人為的に創出したものであって、本来的にあるべからざる属性に基づく差別である。また、このような不当な差別の対象とされる人々が集住させられた地域であるかつての同和地区は、差別の対象を画定するための地域概念とされてきたものである。このような地域概念と密接に結びついてきた部落差別は、個人の尊厳や法の下での平等を基本的価値とする現行法秩序とおよそ相容れないものである。〈中略〉特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報を公にすることは、その行為が助長誘発目的に基づくものであるか否かにかかわらず、また、当該地域がかつての同和地区であったか否かにかかわらず、人権擁護上許容し得ないものであり、その点で、他の識別情報と性質を異にするものである。したがって、「〇〇地区は同和地区であった(ある)。」などと指摘する識別情報の摘示は、原則として削除要請等の措置の対象とすべきである。各局においては、この種の情報について、上記の考え方にに基づき、適切に立件・処理されたい。



2 外国人の人権

国際化の進展に伴い、多数の外国人県民が生活する中で、阪神・淡路大震災の被災直後にみられたように、国籍を越えて助け合い、共に生きることの大切さは県民の誰もが認識したところですが、日常生活においては、異なる言語や習慣、文化等への理解不足などから、労働や住宅、教育などの分野において、外国人県民が、差別的な待遇を受けたり、様々な不便を強いられるなどの問題が依然として生じています。



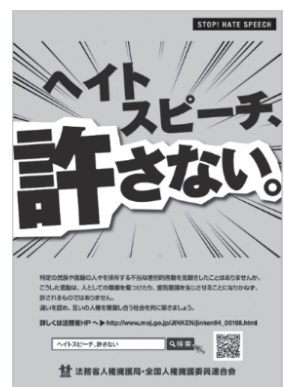
また、従来から国内に生活の本拠を有する在日韓国・朝鮮人等の永住者については、日本人県民との生活・文化、スポーツの交流などを通して相互理解が深まりつつありますが、歴史的経緯から差別意識は依然として残っており、いわゆる「ヘイトスピーチ」などの新たな問題も生じています。

(出典 兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針 平成28年3月)

●京都・ウトロ地区放火事件

インターネット上の流言飛語を信じ、さらに「掲示板」を煽る目的で起こされたヘイトクライムに、司法はどのような判断を下すのかが注目された裁判。

裁判長は判決で「在日韓国・朝鮮人や日本人の不安を煽ることで、自らの望む排外的な世論を喚起すること」を犯行の目的と認定した。判決では、特定の出自を持つ人々に対する偏見や嫌悪感等に基づく、誠に独善的かつ身勝手なものであって、およそ酌むべき点はない。のみならず、被害の発生を顧みることなく放火や損壊といった暴力的な手段に訴えることで、社会の不安をあおって世論を喚起するとか、自己の意に沿わない展示や施設の開設を阻止するなどといった目的を達しようとする



ことは、民主主義社会において到底許容されるものではない。

※法務省 ヘイトスピーチ、許さない。



3 国や県のおもな動向

(1) 部落差別の実態に係る

調査結果報告書(法務省)

部落差別の解消の推進に関する法律第6条において、国が「部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行う」と規定されている。本調査は、同条に基づき、法務省が、文部科学省等の関係省庁及び地方公共団体の協力を得て行った。



※法務省 部落差別(同和問題)を解消しよう

(2) 人権相談・人権侵犯事件の調査・処理等(法務省)

法務省の人権擁護機関では、部落差別(同和問題)をめぐる、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、その被害の救済及び予防を図っている。関係行政機関からの通報等により、インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報を認知した場合は、違法性を判断した上で、その情報の削除をプロバイダ等に要請している。また、ヘイトスピーチによる被害等についての人権相談、調査救済活動に取り組んでいる。インターネット上の人権侵害情報について相談を受けた場合は、相談者の意向に応じて、相談者自身が行うプロバイダへの発信者情報開示請求やその情報の削除依頼方法について助言するほか、調査の結果、その情報が名誉毀損やプライバシー侵害等に該当すると認められるときは、プロバイダ等にその情報の削除を求めるなどの対応に努めている。



※人権啓発冊子「人権の擁護」(令和5年9月発行)

(3) 兵庫県の取組

インターネット・モニタリング事業

情報化の進展に伴い深刻化しているインターネットにおける掲示板などへの悪質な差別書き込みに対し、早期発見、拡散防止を図ることを目的としてモニタリング(監視)事業を実施し差別を助長する悪質な書き込みについては、市町等と連携しプロバイダ等へ削除を依頼に努めている。



※兵庫県 インターネット・モニタリング事業の実施について

(4) 兵庫県教育委員会の取組

人権教育関係資料

部落差別(同和問題)、外国人、インターネットによる人権侵害等に関するテーマについて、今日的な視点から現状と課題を示し、自分事として学習を進められるよう作成されている。

※兵庫県教育委員会事務局人権教育課
高校生用教育資料「HUMAN RIGHTS-いま私かひらく未来-」(令和5年3月)
中学生用教育資料「きらめき」
一個性 光らせて- (平成26年3月)
小学校高学年用教育資料「ほほえみ」(令和5年3月)



4 インターネット上の人権侵害に関する相談窓口について

●兵庫県・(公財)兵庫県人権啓発協会「ネット被害者サポートチーム」

差別的な書き込みの削除や発信者情報の開示等についての助言など支援の充実を図るため、弁護士と専門職員による解決に向けた相談窓口を設置している。

078-891-7877

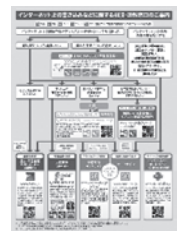
受付時間: 平日9:00~17:00

※兵庫県 インターネット上の誹謗中傷や差別等に関する相談窓口について



●総務省「インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内」

インターネットの書き込みにより、誹謗中傷などの被害にあわれた場合における相談窓口の案内



※総務省 インターネット上の誹謗中傷への対策



●法務省「みんなの人権110番」

全国共通人権相談ダイヤル

0570-003-110

受付時間: 平日8:30~17:15





令和 5 年 11 月 発行

兵庫県県民生活部総務課人権推進室

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号
TEL (078) 362-9135 FAX (078) 362-4266

公益財団法人兵庫県人権啓発協会

〒650-0003 神戸市中央区山本通 4 丁目 22 番 15 号
TEL (078) 242-5355 FAX (078) 242-5360
URL <https://www.hyogo-jinken.or.jp>

複写<転載>について

人権啓発ビデオ活用ガイド及びパッケージ、チラシについて、複写<転載>される場合は、当協会に申請が必要となります。詳しくは当協会HP(<https://www.hyogo-jinken.or.jp>)をご覧ください。

